

静岡市勤労者福祉センター条例の一部改正について

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例(平成15年静岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)専用利用その1の表中

「

情報交 流室	2 階	30 人	1,680 円	1,120 円	1,120 円	1,960 円	2,800 円	2,240 円	3,080 円	3,920 円	4,200 円	5,880 円
O A ル ーム1	2 階	12 人	3,390 円	2,260 円	2,260 円	3,950 円	5,650 円	4,520 円	6,210 円	7,910 円	8,470 円	11,860 円
O A ル ーム2	2 階	15 人	3,840 円	2,560 円	2,560 円	4,480 円	6,400 円	5,120 円	7,040 円	8,960 円	9,600 円	13,440 円

を

」

「

情報交 流室	2 階	30 人	1,710 円	1,140 円	1,140 円	1,990 円	2,850 円	2,280 円	3,130 円	3,990 円	4,270 円	5,980 円
O A ル ーム1	2 階	12 人	3,450 円	2,300 円	2,300 円	4,020 円	5,750 円	4,600 円	6,320 円	8,050 円	8,620 円	12,070 円
O A ル ーム2	2 階	15 人	3,900 円	2,600 円	2,600 円	4,550 円	6,500 円	5,200 円	7,150 円	9,100 円	9,750 円	13,650 円

に

」

改め、別表第1(2)専用利用その2の表中「5,910円」を「6,020円」に改め、別表第1(3)個人利用の表中「510円」を「520円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

別表第2の1施設の利用料金の限度額(1)専用利用その1の表を次のように改める。

ルームA						円	円	円
コンピューター ルームB	6階	25人						
和室（さんごじ ゆ）	5階	16人	3,240円	3,870円	3,870円	7,110円	7,740円	10,980 円
和室（やまもも）	5階	16人						
和室（はなみず き）	5階	16人						
茶室（清風庵）	5階	8人						
楽屋1	1階	15人	930円	1,250円	1,250円	2,180円	2,500円	3,430円
楽屋2	1階	15人						
楽屋3	1階	2人						
リハーサル室	5階	60人	5,960円	7,110円	7,110円	13,070 円	14,220 円	20,180 円

別表第3の1施設の利用料金の限度額（2）専用利用その2の表中「2,050円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「10,170円」を「10,350円」に、「5,850円」を「5,950円」に改め、同1施設の利用料金の限度額（3）個人利用の表中「820円」を「830円」に、「8,200円」を「8,300円」に改め、別表第3の2特殊器具等の利用料金の限度額の表を次のように改める。

2 特殊器具等の利用料金の限度額

名称	単位	金額（1回につき）	利用場所
ビデオプロジェクター220インチ	一式	2,080円	多目的ホール
ビデオプロジェクター150インチ	一式	1,030円	中会議室C
ビデオプロジェクター100インチ	一式	1,030円	研修室大
ビデオプロジェクター70インチ	一式	1,030円	中会議室A
ビデオプロジェクター42インチ	一式	1,030円	研修室小
移動式ビデオプロジェクター	一式	1,030円	
7階パントリー	一式	10,470円	大会議室、中会議室A及び 中会議室C
1階パントリー	一式	10,470円	多目的ホール
照明設備	一式	5,230円	多目的ホール

コンサートピアノ	一式	4,180円	多目的ホール
金びょうぶ	半双	2,080円	多目的ホール及び大会議室
アンサンブルピアノ	一式	2,080円	リハーサル室
茶道具	一式	1,030円	茶室
パソコン（団体利用）	1台	100円	コンピュータールームA及びコンピュータールームB
パーテーション	1枚	510円	
白布（縦1,800ミリメートル×横6,400ミリメートル）	1枚	300円	
白布（縦1,300ミリメートル×横2,200ミリメートル）	1枚	150円	
毛せん	1枚	510円	
舞台照明・音響特別仕様	1人	10,470円	多目的ホール

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市勤労者福祉センター条例（以下「新条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数券又は施行日前に利用料金を支払った回数券若しくは定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して当該施設を利用することができる。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表第1の規定に基づく静岡市南部勤労者福祉センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
- 5 新条例別表第2及び別表第3の規定に基づく静岡市北部勤労者福祉センター及び静岡市東部勤労者福祉センターの利用に係る利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前におい

でもこれを行うことができる。